

(2) 住宅団地の用に供するための土地造成事業

分類	主な配慮事項		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目			
(1) 自然環境	1 自然環境資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める</li> <li>・ 特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する</li> </ul>	○	公園緑地課 環境政策課	
	2 移植等による既存の植生等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める</li> <li>・ 土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める</li> </ul>	○	公園緑地課 環境政策課	
	3 生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する</li> <li>・ 保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める</li> </ul>	○	公園緑地課 環境政策課	
	4 親水性や生態系に配慮した水際・河床の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川等の堤防や護岸の整備においては、緩傾斜護岸や空隙のある構造を採用するなど、できるだけ動植物の生息に配慮した工法に努める</li> </ul>	○	道路・河川管理課 (河川に係るもの) 公園緑地課 (公園に係るもの)	
	5 樹木・草木類を活用した水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路などの水辺環境については、樹木や草木類を活用し、水面に日陰をつくるなど、生物が生息しやすいよう配慮する</li> </ul>	○		
	6 自然とのふれあいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然を残した公園整備に努め、自然とふれあえる場の確保に努める</li> </ul>	○	公園緑地課	
(2) 生活環境	1 沿道等建物用途への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める</li> </ul>	○	環境政策課	
	3 工事による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課	

(2) 住宅団地の用に供するための土地造成事業

分類	主な配慮事項			関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目				
(2) 生活環境	4 工事現場の排水対策	・ 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するように努める	◎	開発調整課 環境政策課		
	5 工事中の粉じん対策	・ シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める	◎	環境政策課		
	6 工事車両による公害対策	・ 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する	◎	環境政策課		
	7 工事現場周辺の美化	・ 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		
	9 供用後の水質汚濁対策	・ 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める	◎	環境政策課		
		・ 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課		
	11 地下水の保全	・ 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める	◎	環境政策課		
	12 油類等の流出防止	・ 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める	◎	消防局予防課 環境政策課		
20 公害発生状況の把握	・ 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める	◎	環境政策課			
(3) 快適環境	2 敷地内の緑化等	・ 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める	◎	公園緑地課 環境政策課		
	3 緑化位置や樹種の選定	・ 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する	○	公園緑地課 環境政策課		

(2) 住宅団地の用に供するための土地造成事業

分類	主な配慮事項		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目			
(3) 快適環境	5 生態系に配慮した緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める</li> </ul>	○	公園緑地課	
	6 歴史的資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める</li> <li>工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める</li> </ul>	◎	文化財保護課	
(4) 地球環境	1 工事における建設資材の再利用設資材の再利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課	
	2 廃棄物の減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う</li> </ul>	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課	
	3 省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO<sub>2</sub>ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める</li> <li>太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める</li> <li>水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める</li> </ul>	◎	環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの)	
	4 雨水浸透への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する</li> </ul>	○	道路・河川管理課 環境政策課	
	5 雨水等の貯留・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する</li> </ul>	○	環境政策課	